省　　令

○文部科学省令第十六号

文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日

文部科学大臣　萩生田光一

文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令

文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（譲与の申請） **第十一条**　部局長は、前条第二号、第三号及び第五号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。ただし、部局長が、その必要がないと認めるときは、申請者から申請書を徴しないことができる。 一～五　［略］ （受領書） **第十三条**　部局長は、物品の譲与をするときは、当該物品の譲与を受けた者から次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、部局長が、その必要がないと認めるときは、譲与を受けた者から受領書を徴しないことができる。 一・二　［略］	（譲与の申請） **第十一条**　部局長は、前条第二号、第三号及び第五号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。 一～五　［略］ （受領書） **第十三条**　部局長は、物品の譲与をするときは、当該物品の譲与を受けた者から次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、受領書を提出させることが困難であるときは、受領を証する適宜の証明をもってこれに代えることができる。 一・二　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省経済産業省令第二号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百一条第四項、第百三条第六項及び第百七十九条第六項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日

農林水産大臣　江藤　拓

経済産業大臣　梶山　弘志

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（有価証券及び倉荷証券の充用価格） **第三十九条**　法第百一条第三項又は法第百三条第五項（法第百七十九条第六項において準用する場合を含む。）の有価証券及び倉荷証券の充用価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 一　国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、日本銀行の発行する出資証券、社債券又は受益証券　時価の九割九分以下において商品取引所（法第百七十九条第六項において法第百三条第五項を準用する場合には、商品取引清算機関。以下この項において同じ。）が規則で定める最高限度額 二　株券　時価の七割以下において商品取引所が規則で定める最高限度額　［新設］ 三　倉荷証券　当該倉荷証券によって保管を証せられている上場商品の時価の七割以下において商品取引所が規則で定める最高限度額　［新設］ 2　［略］	（有価証券及び倉荷証券の充用価格） **第三十九条**　法第百一条第三項又は法第百三条第五項（法第百七十九条第六項において準用する場合を含む。）の有価証券及び倉荷証券の充用価格は、国債証券については時価の九割五分以下において、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は日本銀行の発行する出資証券については時価の八割五分以下において、株券、社債券又は受益証券については時価の七割以下において、倉荷証券については当該倉荷証券によって保管を証せられている上場商品の時価の七割以下において商品取引所（法第百七十九条第六項において法第百三条第五項を準用する場合には商品取引清算機関）が定める最高限度額を超えてはならない。　［新設］ 2　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。